

町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札における  
入札参加者の指名基準

平成 23 年 4 月 1 日企財第 8 号

(趣旨)

第 1 この基準は、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 26 号。以下「規程」という。）第 12 条第 2 項の定めに基づき、指名競争入札の参加者（以下「入札参加者」という。）の指名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この基準において「町営建設工事」とは、規程第 2 条第 1 号に定める町営建設工事をいう。

(入札参加者の指名)

第 3 町長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加者を指名するものとする。

(施工形態)

第 4 指名競争入札の方式によって契約する町営建設工事は、単体（規程第 4 条第 2 項第 6 号に定める経常共同企業体を含む。）による施工とするものとする。

(業種の設定)

第 5 業種の設定は、規程第 6 条の定めによる業種別の区分に基づき行うものとする。

(指名の基本方針)

第 6 入札参加者の指名は、別に定める発注基準に基づき行うものとし、指名する者の総数は、おおむね 10 者以上とするものとする。

(指名の留意事項)

第 7 入札参加者の指名は、指名しようとする者の次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏りしないように行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営の状況
- (3) 町営建設工事における工事成績
- (4) 当該町営建設工事に対する地理的条件
- (5) 手持工事の状況

(6) 当該町営建設工事の施工についての技術的適性

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別紙「町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札における入札参加者の指名基準の運用基準」のとおりとする。

(その他必要な要件の設定)

第8 当該町営建設工事の施工に必要な建設業許可及び資格等に係る要件の設定は、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準（平成23年4月1日付け企財第7号）別紙「その他必要な資格等の設定基準」によるものとする。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

## 別紙

### 町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札における入札参加者の指名基準の運用基準

#### 1 不誠実な行為の有無

次に掲げる事項に該当する者は、指名しないこと。

- (1) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号）に基づく指名停止期間中である者
- (2) 町営建設工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められる者
  - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
  - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、国、県等関係行政機関からの情報により請負者の下請契約が不適切であると認められること。
- (3) 警察当局から町長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適切であると認められる者

#### 2 経営の状況

破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て等がなされ、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である者は、指名しないこと。

なお、単に赤字決算である者は、指名から除外しないこと。

#### 3 町営建設工事における工事成績

工事成績からみて、明らかに当該町営建設工事を施工することが不相当であると認められる者は、指名しないこと。

#### 4 当該町営建設工事に対する地理的条件

本店、支店又は営業所の所在及び当該地域での町営建設工事の実績等からみて、当該地域における町営建設工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該町営建設工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できる者であるかどうかを総合的に勘案すること。

#### 5 手持工事の状況

町営建設工事の手持ちの状況からみて、当該町営建設工事を施工する能力がある者であるかどうかを総合的に勘案すること。

## 6 当該町営建設工事の施工についての技術的適性

次に掲げる事項に該当する者であるかどうかを総合的に勘案すること。

- (1) 当該町営建設工事と同種の工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該町営建設工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該町営建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (4) 当該町営建設工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

## 7 安全管理の状況

- (1) 町営建設工事について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められる者は、指名しないこと。
- (2) 安全管理の状況が優良である者であるかどうかを総合的に勘案すること。

## 8 労働福祉の状況

- (1) 町長に対して、労働基準監督署から賃金不払いに関する通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められる者は、指名しないこと。
- (2) 指名しようとする者が過去に受注した町営建設工事において勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結していたかどうか、当該契約に係る証紙購入又は貼付が十分であったかどうかを総合的に勘案すること。